

統計法施行令の一部を改正する政令 要綱

第一 改正の内容

一 別表第一の一の項に規定する全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計並びに同表の五の項に規定する世帯の所得分
布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法等
を変更することに伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の見直しを行うこと。

(別表第一関係)

二 別表第一の十一の項に規定する工業の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計、同表の十二の
項に規定する商業の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計及び別表第二の四の項に規定する製
造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的と
する基幹統計を廃止等することに伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の見直
しを行うこと。(別表第一及び第二関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日（附則関係）

この政令は、公布の日から施行すること。ただし、別表第二の改正規定は、令和元年八月一日から施行すること。